

海津市分別収集計画

令和 4 年 6 月

岐阜県海津市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る区別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

海津市分別収集計画

令和4年6月30日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の5R（リデュース、リユース、リサイクル、リジェクト、リペア）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の5Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル、過剰包装拒否、修理を基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,306 t	1,285 t	1,264 t	1,239 t	1,215 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、エコドームで資源ごみを回収するリサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用、過剰包装拒否、修理の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する環境教育や啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

スーパー、販売店等に過剰包装の自粛を要請し、小売店での容器包装の簡素化を推進するとともに、市民に対しても抑制するよう啓発を図る。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を実施し、スーパー・マーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、海津市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分

別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製の 容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度					
主としてスチール製の容器	36t	35t	35t	34t	33t					
主としてアルミ製の容器	27t	27t	26t	26t	25t					
無色のガラス 製容器	(合計) 74t	(合計) 73t	(合計) 72t	(合計) 70t	(合計) 69t					
	(引渡量) -t	(独自処理) 74t	(引渡量) -t	(独自処理) 73t	(引渡量) -t	(独自処理) 72t	(引渡量) -t	(独自処理) 70t	(引渡量) -t	(独自処理) 69t
茶色のガラス 製容器	(合計) 76t	(合計) 74t	(合計) 73t	(合計) 72t	(合計) 70t					

	(引渡量) — t	(独自処理) 76 t	(引渡量) — t	(独自処理) 74 t	(引渡量) — t	(独自処理) 73 t	(引渡量) — t	(独自処理) 72 t	(引渡量) — t	(独自処理) 70 t
その他のガラス製容器	(合計) 30 t		(合計) 30 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 28 t	
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニュウムが利用されているものを除く）	7 t		7 t		7 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	231 t		228 t		224 t		219 t		215 t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であつて飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(引渡量) — t	(独自処理) 15 t	(引渡量) — t	(独自処理) 15 t	(引渡量) — t	(独自処理) 15 t	(引渡量) — t	(独自処理) 14 t	(引渡量) — t	(独自処理) 14 t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 76 t		(合計) 75 t		(合計) 74 t		(合計) 72 t		(合計) 71 t	
(う ち 色 ト レ イ)	(引渡量) — t	(独自処理) 76 t	(引渡量) — t	(独自処理) 75 t	(引渡量) — t	(独自処理) 74 t	(引渡量) — t	(独自処理) 72 t	(引渡量) — t	(独自処理) 71 t
	(合計) 83 t		(合計) 81 t		(合計) 80 t		(合計) 78 t		(合計) 77 t	
	(引渡量) — t	(独自処理) 83 t	(引渡量) — t	(独自処理) 81 t	(引渡量) — t	(独自処理) 80 t	(引渡量) — t	(独自処理) 78 t	(引渡量) — t	(独自処理) 77 t
	(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t	
	(引渡量) — t	(独自処理) 6 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、海津市人口ビジョン（令和元年11月改定）の独自推計値（過去の移動率及び国の長期ビジョンに基づく出生率を適用）より想定し次のように算定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
31,422人 (対前年度比) 98.4%	30,923人 (対前年度比) 98.4%	30,423人 (対前年度比) 98.4%	29,805人 (対前年度比) 98.0%	29,235人 (対前年度比) 98.1%

10 分別収集を実施するものに関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制とエコドームを活用して行う。

なを、現在市民団体等による集団回収が進んでいる段ボール、牛乳パック、アルミ缶については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、現在の収集体制を基本とするが、市民と行政が共同し市民が参加しやすい廃棄物の減量と再資源化のシステムづくりを目指すためのエコドームを活用する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、各自治会の廃棄物減量等推進員の活動を支援する。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。